

(案)

中環第〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

岐阜県知事 様

中津川市長 青山 節児

中央新幹線環境影響評価準備書（岐阜県）に対する意見について（回答）

環境影響評価法第20条第2項の規定により求められた「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書」の内容について環境保全の見地からの意見は以下のとおりです。

1 大気質

工事車両の運行ルートによっては、局所的に基準値を上回ることも予想されることから、調査地点の選定については、予め設定した地点に加え、実際に影響が現出する地点も選定し、基準値を上回る場合は速やかに対策を講じること。

2 騒音・振動

- (1) 建設工事では、音源となる建設機械の位置と受音する住宅等との位置関係が最も重要であり、機械の配置と影響を受ける住宅地等の状況を示したうえで、影響を受ける住宅等がある場合には、準備書で示された環境保全措置のほか、効果ある措置を検討し、これを実施すること。
- (2) 地上構造物建設時は、広範囲に騒音影響が現出することが予想される。特に静穏の保持を要する学校や病院、社会福祉施設等については、鉄道施設との距離に関わらず、影響の及ぶ可能性を広い範囲で捉えたうえで測定と公表を行い、影響が及ばないよう保全措置を実施すること。
- (3) 特定建設作業の際の騒音・振動は住民生活に与える影響が大きいと予想されることから、事前に工程等について近隣関係者に十分な説明をすること。
- (4) 工事車両の運行ルートによっては局所的に基準値を上回ることも予想されることから、調査地点の選定については、実際に影響が現出する地点も選定し、基準値を上回る場合は速やかに対策を講じること。
- (5) 夜間の工事や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行は原則的には実施しないも

のと想定しているが、やむを得ず実施する場合には、地域等に説明を行ったうえで、住民生活への影響について十分に配慮すること。

- (6) 住宅地が近傍する明かり区間（地上走行路線部）では、日常生活への影響を生じさせない対策を講じること。
- (7) 列車の走行時の騒音・振動の予測条件については、列車速度を「0～500 km/h」の範囲とし、速度帯ごとの予測値と発停車時・低速（車輪走行）時の予測と評価も示すこと。

3 微気圧波

予測手法等が、山梨リニア実験線における走行試験の検証によるところが大きく、トンネルの条件が異なれば不確実性が増すとも懸念されることから、事後調査を実施し、基準値との整合性を図ること。

4 低周波音

- (1) 低周波音については、発生源として換気施設のみを対象としているが、他の鉄道施設においては発生しないとする根拠を示すこと。
- (2) 低周波音の事後調査を実施し、基準値との整合性を図ること。

5 水質

- (1) トンネルの工事に伴う発生水量と濁度については予測の不確実性は小さいものと限定することなく、処理能力を超えた水量や濁度が発生した場合の回避手法も明らかにすること。
- (2) トンネル工事の環境保全措置の一つに「工事により発生するアルカリ排水、自然由来の重金属汚染排水、酸性化排水は、処置設備等の対策により、必要に応じ、法令に基づく排水基準を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。」とあるが、「必要に応じ」対処するのではなく、下流域での水の利用状況を踏まえ、生活環境に影響を及ぼさない適切な処理を確実に実施すること。
- (3) 花崗岩類の掘削に伴い地下水や井戸水などでフッ素濃度の上昇が予想されることから、影響が及ぶと予想される地域一帯で使用されている全ての井戸や放流水の水質について確認をすること。また、影響が認められた場合には、速やかに対策を講じること。
- (4) 花崗岩類と成因的に関連をもつ鉱脈鉱床や断層沿いの鉱徴地には、硫砒鉄鉱や砒鉄鉱を伴うものがあり、分解生成物に有毒なヒ素化合物が含まれる可能性があるため、影響が及ぶと予想される地域一帯で使用されている全ての井戸や放流水の水質について影響を確認すること。また、影響が認められた場合には、速やかに対策を

講じること。

- (5) 供用後もトンネル湧水が発生するものと予想され、その発生水量を考慮した処理能力を備えた処理施設を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ適切に処理して公共用水域へ放流すること。また、定期的に水質測定を実施し、結果を公表すること。

6 地下水

断層付近の破碎帯、洪積層の浅層部を通過する場合には、一部の地下水の水位に影響を及ぼす可能性があるとして評価されているが、影響が及ぶと予想される地域一帯で使用されている全ての井戸の水位について、工事が行なわれる前に実態調査を行い、掘削工事以後の状況と比較し、影響の有無を確認すること。また、影響が認められた場合には、速やかに対策を講じること。

7 水資源

- (1) 山岳トンネル工事を行う山口地区には、水道の水源になっている箇所があることから、工事前に水量及び水質について実態調査を行い、工事施行中の状況及び工事完了後の状況と比較し、影響の有無を確認すること。影響が認められた場合には、速やかに対策を講じること。
- (2) トンネル施工により既存河川等の水量及び水質への影響が予想される。河川や溜め池から稲作、畑作、鯉の飼育等に取水している場合が多くあるため、工事前に水量及び水質に影響が及ぶと予想される地域一帯で実態調査を実施し、工事以後の状況と比較し、影響の有無を確認すること。また、影響が認められた場合には、速やかに対策を講じること。

8 地形及び地質

中津川市天然記念物ヤマグチ石の指定地は計画路線から少し距離はあるが、工事の際、産出する可能性があり留意すること。表 4-2-1-57「対象事業実施区域及びその周囲における文化財保護法の天然記念物（地形・地質）」に「市天然記念物/ヤマグチ石/中津川市山口賤母/平成5年6月3日」を追加すること。

9 土壌

苗木・上松花崗岩（苗木花崗岩，土岐花崗岩）分布域及びその周辺は、ウラン・鉛・銻・砒素が含有されるため、掘削及び廃土処理にあたっては十分に注意を払い、厳しい監視と管理体制を構築すること。

10 日照障害

- (1) 嵩上式、地上駅の周辺で日照障害が生じると予想されている地域での季節ごと時間ごとの影響を地図にて示すこと。
- (2) 岐阜県駅の高さが20~30mの範囲内で示されるが、10mの差は変動幅が大きいため具体的な高さを示すこと。
- (3) 中部車両基地の標高と回送線の勾配から岐阜県駅と高架橋の高さが計画されるものと理解しているが、高さ約30mの構造物が約2kmにわたり設置されることは、広範囲に長時間の日照障害を生じさせることになる。日陰により生ずる損害補償を手法とした対応ではなく、日照障害を発生させない構造物の高さ及び緩衝帯の幅についての計画を検討すること。

11 文化財

- (1) 「表 8-3-6-2 (1) 埋蔵文化財包蔵地の状況 44 上県 2 号古窯跡」が中部車両基地(工場)付近に位置するが、「図 8-3-6-3 改変区域内に存在する指定等文化財、埋蔵文化財包蔵地の分布状況」、「図 8-3-6-4 改変の可能性のある範囲に存在する埋蔵文化財埋蔵地」に反映されていない。埋蔵文化財は面的な広がりをもつと予想されるため、改変区域内だけでなく、その周辺に存在する埋蔵文化財についても十分協議を行い、影響を考慮した適切な保全措置を講じること。
- (2) 木曽川下流側の木曽川橋梁周辺に岐阜県指定天然記念物「大実カヤの木」が存在するため、文化財保全に向けた構造及び工法等を検討すること。
- (3) 工事中に文化財等を発見した場合は、「遺跡の発見に関する届出」のみではなく、直ちに工事を中断し、取扱いについて協議を行うこと。

12 磁界

- (1) 列車の走行に係る磁界は基準との整合は図られているものと評価されているが、健康への影響については懸念する意見があるため、第三者機関による安全性の再検証を行い、その結果を公表すること。
- (2) 「特殊鉄道に関する技術上の基準を定める告示の解釈基準」に基づく基準値よりも十分小さく、特段の環境保全措置は行わないこととしているが、将来にわたる影響が十分理解されていない現段階にあっては、出来る限り磁界の発生量を抑える保全措置を検討し、これを実施すること。
- (3) 駅内及び車内各所の磁界の予測値データを示し、健康への影響について評価書に明確に示すこと。

13 動物・植物・生態系

- (1) 中津川市域に国内希少野生動植物種に指定されているオオタカが生息していると

報告され、「生息環境の一部が保全されない可能性がある」と評価される」とあるが、その保全措置については、これまでの知見や「猛禽類保護の進め方（改訂版）（環境省自然環境局野生生物課 2012）」を参考にしながら、定期的に専門家の現地立会と助言をもとに実施すること及びその手法を評価書において明記すること。

- (2) 環境省「レッドデータブック」の「絶滅危惧Ⅱ種」にリストアップされているシデコブシについて、集団間の距離を分断させることにより遺伝的多様性が低下し、近親交配によって集団が衰退する恐れがあるとの研究報告もあることから、生育環境全体に配慮した環境保全措置を検討すること。
- (3) 中津川市域には、いくつもの小湿地が存在している。湿地には多様な植物が生息し、貴重な植生及び独特の生態系が形成されていることから、ハナノキなどの保全対象種の生息地のみの全体又は一部の回避ではなく、影響する全ての湿地を対象に環境保全措置を実施すること。
- (4) 中部車両基地の設置予定地は約 65ha と大きいことから、改変区域の決定には、工事に伴う影響を出来る限り小さくする環境保全措置を実施すること。
- (5) 鉄道施設の夜間照明の影響についても予測と評価を行い、動物・植物や生態系、農作物への影響を低減させるための環境保全措置を実施すること。

1 4 景観

- (1) 中津川市景観計画に掲げる「山なみ及び山々の眺望を守る」、「美しい河川や田園集落景観を守り育てる」という景観形成方針に最大限留意すること。
- (2) 苗木城天守台跡は、木曽川、恵那山を眺望できる地域を代表する眺望点であるが、対岸に変電施設が建設されることから、景観が大きく改変しないよう、配線や構造物の形状に配慮するとともに、イメージ図により示すこと。
- (3) 中部車両基地の予定地は丘陵地でのどかな森林風景が広がり、遠景に恵那山を望む良好な景観が広がることから、基地構造物の露出を最小限とし、周囲を緑で覆うなど緑視率を高めた空間を創出すること。
- (4) 岐阜県駅を含む名古屋方面並びに長野県方面約 2 km の区間に計画されている高架橋は景観への大きな改変であり影響が大きいと、景観への影響が最小限となるよう対策を講じるとともに、イメージ図により示すこと。
- (5) 中部車両基地の標高と回送線の勾配から岐阜県駅と高架橋の高さが計画されているが、岐阜県駅と高架橋の高さは周辺地域との調和を考慮し、出来る限り低い設計とすること。

1 5 廃棄物

- (1) 残土の処理場所が他の環境要素の予測と評価に深く関係することから、早急に具体的な搬出計画を示すこと。

- (2) 工事中において幹線道路である国道 19 号等では交通集中による渋滞と路面劣化、安全性が懸念されるため、その影響予測と評価を搬出計画で明確にしたうえで、道路の改修等が必要な箇所については、道路を管理する国、県、市など道路管理者と十分な協議を行うこと。
- (3) 鉄道施設（駅、車両基地）の供用に伴う廃棄物等の発生量予測結果があるが、中津川市環境センターにて処理を行おうとする一般廃棄物搬入量について計画を示すこと。

16 その他

- (1) 工事中の車両の運行には日常生活、特に通学及び通勤経路、観光に配慮した運行計画の策定及び交通安全対策の実施のほか、事業主体の責任において工事用道路の新設や既設道路の改良等の抜本的な対策を講ずること。
- (2) 開業後に想定外の環境への影響及び安全性に関する問題が現出しないよう、慎重な計画設計を行うこと。
- (3) 地域住民の不安や心配を払拭し理解が得られるように、地域に対して適時の情報提供と適切な説明と十分な協議を行うこと。
- (4) 現状との比較において出来る限り環境への負荷を少なくするため、準備書で示された環境保全措置のほか、近隣の住民から指摘がある場合には適切な措置を検討し、実施すること。

以上